

受動化の過程からみた日韓受動文の 対照分析*

林 憲 燦**

目 次

1. はじめに
 2. ラレル形の特徴と韓国語の受動形式
 3. 受動文の統語的分析
 4. 受動化による分類
 - 4-1. 直接受動の受動化
 - 4-1-1. 被害受動
 - 4-1-2. 被役受益受動
 - 4-1-3. 中立受動
 - 4-2. 間接受動の受動化
 - 4-2-1. 迷惑受動 I
 - 4-2-2. 迷惑受動 II
 5. 終わりに
-
-

1. はじめに

統語的・意味的観点から日本語の受動文を分析した寺村(1982)、工藤(1990)、鷺尾(1997)、益岡(2000)等の研究は、主に対応する能動文の存在有無、主語の性質、行為者の格の表示、被害や迷惑の有無、述語動詞の行為・作用が主語に与える影響が直接的か間接的か、受身文の表す出来事に被動作主が関与しているかどうかなどである。

* 本 論文は 2006年度 仁済대학교 학술연구조성비 보조에 의해 연구되었음.

** 仁済대학교 일어일문학과 부교수 일본어학

- 1a) 森田は花子に/から話しかけられた。
 1b) 花子が森田に話しかけた。
 2a) 新薬がA社によって発表された。
 2b) A社が新薬を発表した。
 3a) 山頂は雪で覆われている。
 3b) 雪が山頂を覆っている。
 4a) 私は母親に死なれた。
 4b) 母親が死んだ。
 5a) 私は息子に眼鏡を壊された。
 5b) 息子が私の眼鏡を壊した。

受動文1a)～3a)と能動文1b)～3b)は、行為を行う側と行為を受ける側どちらに視点を置いて表現するかによって選択されるが、述語動詞「(ラ)レル形」と「スル形」の対立があり、ガ格名詞句「受動者」と「行為者」の対立があってヴォイスの対応関係にある。また、受動文1a)～3a)では行為者をマークする助詞の違い「に/から/によって/で」があり、受動文4a)5a)は元の文4b)5b)で存在しなかった新しい名詞句「私」の参加が見られる。

受動文1a)4a)5a)は主語が有生名詞からなる日本語本来の受動であるが、2a)3a)は主語が無生名詞からなる非情の受動として、元来日本語にはなかったものが欧文翻訳の影響で新しく登場した受動である。また、受動文1a)～3a)の主語「森田、新薬、山頂」はそれぞれ能動文1b)～3b)の行為者「花子、A社、雪」から直接的な働き掛けの影響を受けているが、受動文4a)5a)での主語「私」は4b)5b)での事態「母親が死んだ」「息子が眼鏡を壊した」こととは直接関係なく、間接的に被害や迷惑を蒙る存在である。

しかし、どの研究も能動文との対応関係、受動文の表す意味、受動動詞の必要とする項の数からみた文型上の特徴、行為者をマークする格助詞の特徴などを総合的に分析しているとは断言できない。つまり、受動化の過程に焦点をおいて、能動文型と受動文型の対応関係の比較を緻密に分析しているとは言えないところがある。

また、持ち主受身の扱いについて、寺村(1982)森山(1988)は元の文に比べて項が一つ増えることから間接受身とし、工藤(1990)は能動文との間に項の増減がなく、被害・迷惑の意味に中立であることから直接受身とする。これに対し、山内(1997)は属格昇格型受身(持ち主受身)を「部分受身」「親族の受身」「所有物の受身」の三つに分け、「部分受身」「親族の受身」は単層的構造を有しているので直接受身に近く、「所有物の受身」は複層的な構造を有しているので間接受身に近いとする。しかし、どの研究も持ち主受身の文型を能動文との対応関係で詳細な分析を行なっているとは思えない。

本稿では「XがYのZを他V」構文とヴォイスの対応関係にある「YがXにZを他V(ら)れる」構文のYとZの関係に注目し、分離不可能であれば直接受動、分離可能であれば間接受動とする。「YのZ」が「Y」に含意できる「太郎が次郎(の頭)を殴った」の場合、受動文「次郎が太郎に(頭を)殴られた」でも「Zを」が省略できるので項の増減がないと

考えられるが、「YのZ」が「Y」に含意されない「太郎が次郎の娘を殴った」の場合、受動文「次郎が太郎に娘を殴られた」でも「Zを」が省略できないので、能動文から受動文へのヴォイスの転換は項が一つ増えているとしか判断できない。

また、YとZの意味的相関関係をみると、一つの事象からなる単文構造と二つの事象が絡んでいるような複文構造の意味解釈の違いは非常に重要であると判断できる。

6a)次郎が太郎に自分の部屋で頭を殴られた。(自分＝次郎)

6b)次郎が太郎に自分の部屋で子供を殴られた。(自分＝次郎、太郎)

更に、YとZが分離可能である間接受動をみると、ZはYからなるものとXからなるものに分けられるので、それに基づいて更なる分類と分析が可能である。

そこで、日本語の受動文を分析する際に、避けて通れないこのような事項を基に、韓国語との対照研究の立場から、日本語の受動文の構文上の特徴と意味上の特徴が密接に関連することを、受動化の過程に焦点をおいて統語的分析と意味用法による分類を試みたい。

2. ラレル形の特徴と韓国語の受動形式

日本語の受動形式は韓国語に比べ単純で、動詞の未然形に助動詞「(ラ)レル」が接続して動詞の語尾のように使われる。しかし、全ての動詞に接続するわけではない。

書く(kaku)→書かれる(kak+areru)

見る(miru)→見られる(mi+rareru)

三上(1953)は、「(ラ)レル」が付かない動詞として、所動詞「ある、見える、聞こえる、(音が)する、要る、似合う、起こる、異なる、伝わる、出来る」をあげており、小泉(1989)の調査では日本語の他動詞の中で語彙自体に受動性がある動詞「預かる、教わる、嗅ぐ、脱ぐ、得る、楽しむ、眺める」と、敬語動詞「伺う、下さる、くれる」等の10個の動詞のみが直接受動を表す受動形態の接続が許容されないという。

実際この他にも可能動詞「飲める、読める…」、相互動詞「結婚する、競り合う」、再帰動詞「(シャワーを)浴びる、(足を)折る…」等にも「(ラ)レル」が接続できない。しかしながら、受動の意味を持つ「(ラ)レル」はこれらの限られた他動詞を除くすべて他動詞に接続できるので、韓国語の受動形式に比べ生産性が高いと言える。

また、韓国語の受動形式「이形¹⁾」「지다形²⁾」「語彙形³⁾」は他動詞のみに接続

1) 「하다」類の動詞を除外した他動詞の語幹に受動接尾辞「이/히/리/기」を添加して作る受動形式を指す。

2) 他動詞の語尾「아/어/여-」に受動補助動詞「지다」を添えて作る受動形式を指す。

3) 「名詞(主に漢字語) + 하다」類の動詞の語幹「하」を受動の意味を持つ動詞「되다/받다/당하다」の「되/받/당하」に入れ替えて作る受動形式を指す。

するが、日本語は自動詞にも接続できる特徴を持つ。自動詞の中でも状態性動詞「異なる、似る、ある、要る、足りる、対する、できる…」と、物を主体とする結果性動詞「壊れる、裂ける、始まる、見つかる、決まる、売れる、切れる…」、自然現象を表す動詞「晴れる、暮れる、明ける、冷える…」等は受動形にできないが、動作性動詞「動く、泳ぐ、遊ぶ、歩く、逃げる、苦しむ、立つ…」や、主に人を主体とする結果性動詞「太る、別れる、遅れる、落ちる、集まる、現れる…」などは何れも受動形にできる。

このように、日本語は自動詞も受動形に出来るが、韓国語は自動詞が受動形式にならないため、日本語では自動詞から形成される「使役＋受動」の述語形態が成立するが、韓国語では成立せず、使役表現か能動表現で言わなければならない。

7a)金さんは先生に日本語だけで話をさせられた。

*7b)金さんは 선생님께서 일본어만으로 말하기를 시켜받았다. (使役＋受動)

7c)선생님이 金さん에게 일본어만으로 말하게 했다.

(先生が金さんに日本語だけで話をさせた)

8a)私は花子に30分待たせられた。

*8b)나는 花子에게 30분기다리게 만들음을 당했다. (使役＋受動)

8c)花子が 나를 30분기다리게 했다. (花子が私を30分待たせた)

特に、日本語の自動詞からなる受動文をみると、意志性によって行為を行う自動詞「騒ぐ、行く、来る、寝る、休む、辞める、逃げる…」等が用いられる時は、行為者の意図とは関係ない別の第三者が迷惑をこうむるという意味特徴を持っていて、韓国語には存在しない言い方なので韓国人日本語学習者は理解に苦しむところである。韓国語では9a)10a)のような受動表現が出来ないため、能動表現9b)10b)で言わざるを得ない。

9a)彼は奥さんに逃げられて困っている。

9b)그는 부인이 집을 나가 난처해하고 있다. (=奥さんが家を出て)

10a)夜遅く、友達に来られて勉強ができなかった。

10b)밤늦게 친구가 찾아와 공부할 수 없었다.(=友達が尋ねて来て)

3. 受動文の統語的分析

まず、受動文を構成する関与者とその性質について考えてみると、受動文は基本的に主語 Y と行為者 X の二項を必要とする。「花子が先生にほめられた」の場合、Y (花子) は X (先生) のほめるという行為を受ける「サレル側(受け手)」であり、X は Y をほめるという行為を行なう「スル側(与え手)」である。つまり、日本語の受動文は「サレル側」と「スル

側」、二つの関与者が必須要素として存在するので、受動動詞は二つの項を必要とする二項述語になる。「母親は医者に足を手術された」のように行為の受け手の対象「足」がある場合は、三つの関与者を必要とする。韓国語の受動文も同様に説明できる。したがって、日韓両語における受動動詞は二つ又は三つの項を必要とする述語になる。

また、日本語の受動文は「YがXに/から/によってV(ら)れる」文型、韓国語の受動文は「Y가/이 X에게/로부터/에 의해 受動形式」文型を持つが、主語Yは行為を受ける受け手の立場であり、行為者Xも実際行為を行う手の立場であるため、両語共に文の性質上Yには有情性[+Animate]、Xには動作主性[Agentivity]を基本的に持っている。

次に、受動構文の種類と項の増減有無について考えてみると、典型的な受動文は行為・作用の対象となるものが行為者に直接的な行為・作用を受け、その影響で被害や迷惑を蒙ったということを表すため、ヲ格(対格)名詞すなわち行為を受ける「サレル側」が受動文での主語となって現れる。能動文11a)を「サレル側」に視点を置いて表現すると受動文11b)になる。日本語では能動文のヲ格名詞を主語とする受動文が最も多いが、そればかりとは限らず、能動文のニ格(与格)名詞を主語とする受動文12b)も、能動文のノ格(属格)名詞を主語とする受動文13b)も存在する。また、間接受動の場合は14b)のように外部名詞が新しく主語にすわる。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 11a) 太郎が次郎を倒した。 | 11b) 次郎は太郎に/によって倒された。 |
| 12a) 子供が親に反抗した。 | 12b) 親は子供に/から反抗された。 |
| 13a) 彼が花子の頭を殴った。 | 13b) 花子は彼に頭を殴られた。 |
| 14a) 雨が降った。 | 14b) 私は雨に降られた。 |

受動構文の項の増減有無についてみると、能動文(基本文も含む)と受動文の間に、11)12)では項の増減が見られないが、13)14)では能動文から受動文になると項が一つ増えることが分かる。つまり、13a)では「彼」「花子の頭」の二項を持っているが、13b)では「花子」が主語に座って「彼」「頭」と共に三項を形成することになり一項の増加が見られる。また、14a)では「雨」の一項しかないが、14b)では「私」が新しく主語に座って「雨」と共に二項を形成しており一項の増加が見られる。この統語的特徴から、11b)と12b)は直接受動、13b)と14b)は間接受動として扱われる。

最後に、ヴォイス(Voice)の対応関係に着目すると、能動文11a)12a)と受動文11b)12b)はそれぞれ客観的意味において同じであるが、能動文11a)12a)は行為を行う主体「太郎」「子供」の側から見ており、受動文11b)12b)は行為をこうむる「次郎」「親」の側から見ている点で異なる。この時、受動文11b)12b)では能動文11a)12a)の主語が目的語になっており、能動文の目的語が主語になっている。つまり、受動文11b)12b)はそれぞれ能動文11a)12a)から変形されたもので、両者は同じ事象を異なる二つの関与者

を中心に述べている変形関係にある。しかし、受動文14b)では基本文14a)で存在しなかった受動者「私」が新たに主語として派生されているので、両者は派生関係にあると言える。また、受動文13b)の場合、主語「花子」は意味的には直接的に被害を受けていると言えるが、11b)12b)の時と違って、対応する能動文13a)の目的語の一部が主語になっているので、これを特殊関係にあると呼びたい。このように、受動文は能動文(基本文を含む)とヴォイスの対応関係にあるが、そこには「派生関係」「変形関係」「特殊関係」という三つのタイプが存在する。

一方、韓国語の受動文は能動文とヴォイスの対応関係を持たない場合が多く、またヴォイスの対応関係が成立しても意味のズレが生じることもあるので同一事象を表しているとは言えない。

- 11a)'太郎가 次郎를 넘어뜨렸다.
 11b)'次郎는 太郎에게/에 의해 넘어졌다.
 12a)'아이가 부모한테 反抗했다.
 12b)'부모는 아이에게/로부터 反抗받았다.
 13a)'그가 花子머리를 때렸다.
 13b)'花子는 그에게 머리를 맞았다.

能動文12a)'と受動文12b)'はヴォイスの対応関係にあるが、能動文11a)'13a)'に対応する11b)'13b)'は主語が行為者の行為によって何らかの影響を受けるという意味では受動を表すが、動詞の形としては能動である。このように、韓国語で受動と言えば、形態・統語の面はさておいて意味面を重視している。これは韓国語の受動形式がそれぞれ受動化する語彙の性質が異なっており、しかも生産性が低いため受動化するというより語彙化する傾向が強く、受動形と語彙化した自動詞との区別が出来ないまま広い意味での受動形式として用いられているためである。特に、「이形」受動文の場合、自動詞文との使い分けが難しく、能動文との対応関係も成立しない例が多い。また、それぞれの受動形式は主語と行為者の性質を構文的に特徴付けており、行為者マーカーは必須ではないため省略される傾向が強い。実際、行為者を表せない受動文が非常に多い。

4. 受動化による分類

日本語の受動文は直接対応する能動文があり、主語が述語動詞の行為・作用によって直接的な影響を受ける場合「直接受動」と、受動文に直接対応する能動文がなく、主語が述語動詞の行為・作用によって間接的な影響を受ける場合「間接受動」に、大きく分け

ることが出来るので、それに基づいて受動文の分類と用法を考えてみたい。また、受動文の意味を考慮に入れ、被害受動、被役受益受動、中立受動、迷惑受動の四つに分けて、それぞれの受動にはどのような文型のタイプがあって、どのような特徴を持っているかを、能動文との対応関係を考慮しつつ受動化の過程を考察する。つまり、受動動詞の必要とする項の数は幾つか、受動動詞は自動詞からなるか他動詞からなるか、行為者の主語への働き掛けは直接か間接か、許容される行為者マーカーは何か、対応する韓国語の受動形式は何か、等を検討の対象とし、それぞれの文型の特徴について考えてみたい。

4-1. 直接受動の受動化

直接受動は、直接対応する能動文があり、能動文の「ヲ格名詞」「ニ格名詞」「ノ格名詞」が受動文の主語になるタイプである。「ノ格名詞」の場合は「YのZ」が「Y」に含意できる時に限って認める。また、意味的には主格に立つ名詞Yが行為者Xから何らかの影響を直接的に受けることを表すので、事態の内容が主体と直接的な利害関係にある。

4-1-1. 被害受動

(1)ヲ格名詞受動；「XがYを他V」→「YがXに他Vラレル」

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 15a)先生が <u>次郎</u> を叱った。 | 15b)次郎が先生に叱られた。 |
| 16a)山田が <u>花子</u> を脅した。 | 16b)花子が山田に脅された。 |
| 17a)犯人が <u>子供</u> を殺した。 | 17b)子供が犯人に殺された。 |

(2)ノ格名詞受動①；「XがYのZを他V」→「YがXにZを他Vラレル」

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 18a)飼い犬が <u>子供</u> の手を噛んだ。 | 18b)子供が飼い犬に手を噛まれた。 |
| 19a)先輩が <u>後輩</u> の足を蹴った。 | 19b)後輩が先輩に足を蹴られた。 |
| 20a)知らない人が <u>私</u> の肩を叩いた。 | 20b)私は知らない人に肩を叩かれた。 |

(3)ニ格名詞受動；「XがYに自/他V」→「YがXに/から他Vラレル」

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 21a)息子が <u>父親</u> に反抗した。 | 21b)父親が息子に/から反抗された。 |
| 22a)野良猫が <u>私</u> に噛みついた。 | 22b)私は野良猫に噛みつかれた。 |
| 23a)住民が <u>警察</u> に抗議した。 | 23b)警察が住民に/から抗議された。 |

被害受動文型は、構文の種類において能動文のヲ格名詞からもニ格名詞からもノ格名詞からも受動文になることができるという特徴を持っている。述語動詞は他動詞からなる受動で、ヲ格名詞受動とニ格名詞受動はそれぞれ対応する能動文との間で、項の増減がない直接受動である。また、XのYへの働き掛けは直接的で、一方的であると言える。しか

し、ノ格名詞受動は少し異なる特徴を持っている。項の増減有無の観点から見ると、受動文(18b)～(20b)は能動文より一項の増加が見られるため、項が増えるという観点から構文上間接受動であると言えるが、行為者Xの直接的な働き掛けによって事態が成立することを考えると直接受動に近い。持ち主受動は「YのZ」におけるYとZが「持ち主－持ち物」の関係にあるが、(18a)～(20a)におけるYとZの関係は体と体を構成する部分からなるもので、YとZが分離不可能な関係にあることが分かる。また、(18a)～(20a)は(18c)～(20c)のように「YのZ」が「Y」に含意できるし、受動文(18b)～(20b)も(18d)～(20d)のように「Zを」を省略した構文が可能なので、項の増減がないと考える。

- 18c) 飼い犬が子供(の手)を噛んだ。
 19c) 先輩が後輩(の足)を蹴った。
 20c) 知らない人が私(の肩)を叩いた。
 18d) 子供が飼い犬に(手を)噛まれた。
 19d) 後輩が先輩に(足を)蹴られた。
 20d) 私は知らない人に(肩)を叩かれた。

したがって、YとZが一体となって分離不可能な関係にある能動文(18a)～(20a)とそれに対応する受動文(18b)～(20b)の間は、(18c)～(20c)と(18d)～(20d)の関係が成立することから項の増減がないと判断できる。このような観点から(18b)～(20b)は直接受動であると言える。このように、持ち主受動は「YのZ」の含意関係の成立の有無を考慮に入れて、項の増減の有無を検討すると更なる分析が可能となる。また、行為者をマークする格は文型(1)(2)の時が「に」で、文型(3)の時が「に/から」である。

以上、被害受動の受動化は能動文のヲ格名詞・ノ格名詞・ニ格名詞からなっており、行為者をマークする格は「に/から」で、受動動詞は受動者と行為者の二項を必要とする。これは「(ら)れる」が被害意味で用いられるので、被害を与える行為者の存在とその被害を被る受動者の存在さえあれば、文の情報を十分に表すことができるからである。

一方、韓国語の受動文は行為者をマークする格が文型(1)(2)では「에 게/한테」を用い、文型(3)では「에 게/한테/로부터」を用いており日本語と同じく行為者をマークする格が一つ増える。また、受動形式は(18b)(19b)(22b)の時が「이形」、(16b)(17b)(21b)(23b)の時が「語彙形」を用いているが、(15b)(20b)は受動形式が対応せず能動形式が対応している。

4-1-2. 被役受益受動

(4)ニ格名詞受動；「XがYにZを他V」→「YがXに/からZを他Vラレル」

このタイプは「YがZを他V」→「XがYにZを他V」→「YがXに/からZを他Vラレル」の段階を経て受動化される特徴を持っており、三項を必要とする点で文型(3)とは異なる。

- 24a)市長が私に感謝状を授与した。(←私が感謝状を受け取った)
 24b)私は市長に/から感謝状を授与された。
 25a)母親が子供に薬を飲ませた。(←子供が薬を飲んだ)
 25b)子供が母親に/?から薬を飲まされた。
 26a)先生が生徒に運動服を着せた。(←生徒が運動服を着た)
 26b)生徒が先生に/?から運動服を着せられた。
 27a)父親が犬に鶏肉を食わせた。(←犬が鶏肉を食った)
 27b)犬が父親に/?から鶏肉を食わされた。

(5)ヲ格名詞受動；「XがYをZに他V」→「YがXによってZに他Vラレル」

このタイプの受動文は行為者Xが「に」でマークされると、「ニ格名詞句」が連続することになり、日本語ではそれを嫌うので行為者Xは「によって」が好まれる。また、述語動詞が文型(1)では二項を必要とするが、このタイプは三項を必要としている。

- 28a)部員が彼をキャプテンに選んだ。
 28b)彼は部員??に/によってキャプテンに選ばれた。
 29a)小泉首相が武部氏を幹事長に指名した。
 29b)武部氏は小泉首相??に/によって幹事長に指名された。
 30a)先生が私を奨学生に推薦した。
 30b)私は先生??に/によって奨学生に推薦された。

被役受益受動の受動化はニ格名詞とヲ格名詞からなっており、Xの直接的な働き掛けによってYが何らかの影響を蒙るので、文型上典型的な直接受動であると言える。ただ、これらは使役性も含意されている他動性の強い他動詞が基になっているので、被害受動になりやすいが、スル側とサレル側の置かれている立場や状況から見ると、特に25b)26b)は文脈によっては被害とも考えられるがその他は一般的に被害の意味には考えにくく、かえってサレル側は行為を受けながらも自分にとってはプラスになることから、4-1-1の被害受動文型とは違う、被役受益受動文型として立てることができる。

行為者をマークする格は、ニ格名詞の受動化の時「に/から」、ヲ格名詞の受動化の時「によって」でマークされる。また、被役受益受動は被害受動とは異なって、受動動詞は三つの項を必要とする。これは、受動者が行為者の行為・作用から何らかの影響を受ける時、それが被害ではなく、かえって利益を蒙ることになるため、文の情報上、受益・利益になる対象が必要とされるからであると思われる。

一方、韓国語の受動文は行為者をマークする格が文型(4)では「에게/한테」、文型(5)では「에 의해」を用いている。受動形式は28b)の時「이形」、24b)29b)の時「語彙形」を用いている。しかし、25b)26b)27b)は受動形式が対応せず能動形式が対応している。

ではなぜ、行為者と受動者が共に有情物の時、能動表現31a)32a)を避けて受動表現

31b)32b)を選択するのか。

- 31a)多くの人が彼女を愛した。
 31b)彼女は多くの人に愛された。
 32a)先生が学生に発表を強要した。
 32b)学生は先生に発表を強要された。

ある出来事が発生した時、一般的には行為を行うものに注意が引かれ、その行為者を中心に事象を述べようとする心理的な働きがあると考えられる。しかし、話し手が行為を行う側より行為を受ける受け手側の立場に立って何かを言いたいため、受け手側に視点を付与して主題化する受動表現を用いているのではなかろうか。

4-1-3. 中立受動

(6)ヲ格名詞受動；「(Xが)Yを他V」→「Yが(Xに/によって/で)他Vラレル」

森田(2002)によれば、このタイプの受動が現代文での受動の半数以上をしめており、非情の受動を多彩にさせているという。つまり、無情物Yを主体とする受動を用いることにより、話者の意志とは関係なく自ずとそのようになる発想へと転じて、話者は外界の状況の流れを受け止める視点に立つことになると指摘している。

- 33a)(協会が)資格を与えた。 33b)資格が(協会によって)与えられた。
 34a)(主催側が)大会を開いた。 34b)大会が(主催側によって)開かれた。
 35a)(彼が)秘密を暴いた。 35b)秘密が(彼によって)暴かれた。
 36a)(人々が)個性を尊重した。 36b)個性が(人々に)尊重された。

このような受動文は一般的にYには抽象的なコト名詞の立つ例が多いが、次のように具体的なモノ名詞も主語に立つ。

- 37a)(A社が)新薬を発表した。
 37b)新薬が(A社によって)発表された。
 38a)(子供が)最初の花火を打ち上げた。
 38b)最初の花火が(子供によって)打ち上げられた。
 39a)(郵便局で)記念切手を売り出した。
 39b)記念切手が(郵便局で)売り出された。

また、このタイプで用いられる受動文の中では、「他動詞+である」に接近する受動文が存在する。この時、「他動詞+である」表現は何らかの目的を持って意図的に行なわれた行為の結果を表すが、受動文型を用いると、単なる意志的行為の結果を表す形式となって状態性を帯びることになる。

- 40a) 黒板に字が書いてある。 40b) 黒板に字が書かれている。
 41a) この商品は宣伝してある。 41b) この商品は宣伝されている。
 42a) 厳しい見解が述べてある。 42b) 厳しい見解が述べられている。
 43a) それは最初のところで触れてある。
 43b) それは最初の所で触れられている。

(7) ヲ格名詞受動；「XがYを他Vテイル」→「YがXに/で他Vラレテイル」

このタイプの受動文はYが無生名詞からなる非情の受動であるが、「テイル」が44b)45b)46b)のように状態性の表現として用いられる場合もあれば、47b)48b)のように動作性の表現として用いられる場合もある。この動作性の付与が受動文の特徴であるが、動作主体を主語とする能動文44a)～48a)は何れも有標(marked)であることから、無標(unmarked)である受動文が一般的に用いられていると言える。

- 44a) ?海が日本を囲んでいる。 44b) 日本は海に囲まれている。
 45a) 議会が新法案を決定している。 45b) 新法案が議会で決定されている。
 46a) 雪が山頂を覆っている。 46b) 山頂は雪で覆われている。
 47a) 竜巻がアメリカを荒している。 47b) アメリカは竜巻に荒されている。
 48a) ?超大型台風が日本を直撃している。
 48b) 日本は超大型台風に直撃されている。

何れにせよ、中立受動は主語が無情物であるため、もはや主語と行為者という関係は成立しない。無生名詞主語の受動文を用いると、物や事柄がどのようなものであるかが客観的に述べられることになり、状態性をおびる状態受動になる。また、33a)34a)35a)37a)38a)のようにある出来事の個人的な事実を表す文も、この受動文型を用いると一般化される傾向があるため、普遍的な状況として捉えられる。したがって、この中立受動は33b)～43b)のように動作・作用の主体を言い表さない場合が多い。

また、これらの非情の受動は無情物を主語とする受動文を指すが、行為者が有情名詞で動作の対象が無情名詞である場合、一般的には行為者Xが主語となる「XがYをVする」文型を用いる。ところが、行為者を特定することができず、動作の対象が持つ性質や重大な事件を表す場合、無生名詞Yを主語に立てて「YがXによってV(ら)れる」文型を用いる。このように非情の受動は、無生名詞Yを主題化して特に立てて表現効果を狙うため、特定の表現意図を狙って使われていると言える。非情の受動は明治以後、欧米小説の翻訳文の影響によって日本語に登場したもので、新聞や雑誌などで多用されており、行為者は主に「によって」でマークされ、主体の属性を述べる場合が多い。

特に、このような中立受動は一般的な事実を表わす場合49)、行為者を明示する必要がない場合50)、行為者を特定することができない場合51)、行為者が不特定多数の場合52)、ある事実を関係者よりも行為の対象物を中心に言いたい場合53)などに多く用いられている。

- 49)ワールドカップは4年ごとに行われる。
 50)ほどなく料理が運ばれてきた。
 51)漢字は中国から伝えられた。
 52)この本は(多くの人々によって)よく読まれている。
 53)銀行に入れておいた現金が盗まれた。

以上、中立受動の受動化は能動文のヲ格名詞を主語とする受動文だけであり、行為者をマークする格は「に/によって/で」で、主に「によって」が用いられていることが分かった。また、行為者は省略される場合が多いため、受動動詞は一項か二項を必要とする。この点でヲ格名詞を主語とする受動文型(6)(7)は文型(1)(5)とは異なる。これは受動者が無情物であるため、行為者の存在は重要でなく、出来事に対する結果の状態を重視することになるからであろう。

一方、韓国語も基本的には日本語と同様に説明できる。ただ、行為者をマークする格が「에게/에/으로/에 의해/에서」など多様であり、行為者が省略される場合も多いので受動動詞は一項か二項を必要とする特徴を持っている。受動形式においては用法を異にしている。つまり、被害受動と被役受益受動では「이形」「語彙形」が対応しているが、中立受動では34b)40b)44b)46b)の「이形」、33b)38b)の「지다形」、35b)36b)37b)39b)41b)42b)43b)45b)47b)48b)の「語彙形」三つとも対応している。すなわち、「지다形」は被害受動と被役受益受動では用いられず、専ら中立受動で使われていることが分かる。これは「지다形」が自動詞表現に非常に類似しており、状態変化の結果の意味を重視することから、韓国語の受動形式の低い生産性を補いながら使われているためである。

4-2. 間接受動の受動化

間接受動は直接対応する能動文が存在せず、元になる文の「ノ格名詞」が受動文の主語になるか、「外部名詞」が新しく受動文の主語になるタイプである。動作の受け手ではない名詞句が新しく受動文の主語にすわるので、ある事態・出来事から主体が間接的な影響(主に迷惑)を受ける関係にある。

- 54a) 友達が私のコーヒーを飲んだ。
 54b) (私は)友達にコーヒーを飲まれた。
 54c) (私は)友達にコーヒーを飲んでもらった。

54a)は事実そのものを述べているが、54b)は友達がコーヒーを飲んだことを迷惑として捉えている間接受動である。54c)は友達がコーヒーを飲んだことを有難く感じている授受表現である。このように間接受動は主に迷惑の意味を伴っており、1人称の主語が多いが普通省略される。また、間接受動の特徴は自動詞からも受動が作られ、第3者が主語になる場

合は文末に主語の感情を表わす「困る、怒る、腹が立つ」等が連結される。

- 55)課長は中村さんにお茶をこぼされて怒っている。
 56)太郎は隣の人に2時間も騒がれて腹を立てた。
 57)店長は忙しいのに店員に休まれて困っています。

4-2-1. 迷惑受動 I

(8)外部名詞受動①; 「Xが自V」 → 「YはXに自Vラレル」

この文型は自動詞からなる間接受動の典型的なタイプとして、主語が元の文の表す事態の成立に全く関与せず、その動作・作用の実現により間接に迷惑を蒙ったことを表す。

- 58a)雨が降った。 58b)私は雨に降られた。
 59a)母が死んだ。 59b)私は母に死なれた。
 60a)赤ん坊が泣いた。 60b)両親は赤ん坊に泣かれた。
 61a)奥さんが逃げた。 61b)彼は奥さんに逃げられた。

(9)外部名詞受動②; 「Xが(Xの)Zを他V」 → 「YがXにZを他Vラレル」

この文型は他動詞からなる間接受動の典型的なタイプとして、受動文のガ格名詞は元の文の表される事態に全く参加できない。また、対象物ZはXと関わりを持っており、Yとは無関係であるところにその特徴があるので注意されたい。特に、このタイプは行為者の行為が意図的に行なわれることもあり得る点にその特徴がある。

- 62a)森山が先に論文を発表した。
 62b)花子は森山に先に論文を発表された。
 63a)二階の人が夜ピアノを弾いた。
 63b)私は二階の人に夜ピアノを弾かれた。
 64a)太郎が花子に花束を送った。
 64b)次郎は太郎に先に花子に花束を送られた。
 65a)隣の人がビルを建てた。
 65b)父親は隣の人にビルを建てられた。

また、「YがXに(Xの)Zを他Vラレル」構造を持ちながら、Yが行為を行なうXの対象物Zによって被害を受けたことを表す「対象受動」がある。これはXの行為がYを困らせる意図は元々なく非意図的に行われるが、結果的にYがXの行為によって被害・迷惑を蒙ったかあるいはそう思っている時用いられる受動である。この点で62b)～65b)とは異なる。

- 66a)祖母は(外国人に)英語で道を聞かれてしまった。
 66b)妻はスーパーで知らない人に声をかけられた。
 66c)私はタクシーに泥水をひっかけられた。

66d) 父親はデモの人々に背中に石をぶつけられた。

以上、迷惑受動 I の受動化は、元になる基本文の表す事態から間接的に影響を蒙った第3者が新しく外部名詞の形で受動文の主語として現れるので、項が一つ増える間接受動の特徴を見せている。また、行為者は何れも「に」でマークされ、受動動詞は文型(8)の時が二つの項、文型(9)の時が三つの項を必要とする。一方、韓国語ではこれに対応する受動形式は存在せず、何れも能動形式で表す。

4-2-2. 迷惑受動 II

(2)ノ格名詞受動②；「XがYのZを他V」→「YがXにZを他Vラレル」

- 67a) 犬が妻のスカートを食いちぎった。
 67b) 妻は犬にスカートを食いちぎられた。
 68a) 息子が私の眼鏡を壊した。
 68b) 私は息子に眼鏡を壊された。
 69a) 父親が娘の結婚に反対している。
 69b) 娘が父親に/から結婚を反対されている。

このタイプは、文型においては被害受動のノ格名詞受動①と同じであるが、「YのZ」におけるZはYの所有物か所属物からなるものでYとZが分離可能な関係にある点で違う。また、67a)～69a)は67c)～69c)のように「YのZ」が「Y」に含意できず、67b)～69b)も67d)～69d)のように「Zを」を省略した構文が不可能である。

- 67c)*犬が妻(のスカート)を食いちぎった。
 68c)*息子が私(の眼鏡)を壊した。
 69c)*父親が娘(の結婚)に反対している。
 67d)*妻は犬に(スカート)を食いちぎられた。
 68d)*私は息子に(眼鏡)を壊された。
 69d)*娘が父親に/から(結婚)反対されている。

したがって、YとZが「持ち主－持ち物」の関係にある能動文67a)～69a)と対応する受動文67b)～69b)は、67c)～69c)と67d)～69d)が成立しないことから、項の増減がある間接受動であると考えられる。このように能動文のノ格名詞を主語とする受動文は「YのZ」の含意関係の成立の有無を考慮に入れて、項の増減の有無を検討すると更なる分析が可能となる。

また、「YがXにZを他Vラレル」構造を持ち、持ち主Yが行為を行なうXに自分の所有物Zの被害を受けたことを表す「所有受動⁴⁾」がある。これは事態成立におけるXの行為

4) 所有受動という用語は、森山(1985)の「所有受動」と概念が一致するが、松下(1930)の「所有物被動」とは性格を異にする。

は非意図的に行われたかも知れないが、YがXの行為を被害・迷惑として受け止めているとき用いられる。

- 70a) 森田さんはお母さんに雑誌を捨てられてしまった。
- 70b) 太郎は次郎にジュースを飲まれてしまった。
- 70c) 僕は友達に彼女からの手紙を読まれてしまった。
- 70d) 妹はだれかにフロッピーのデータを消されてしまった。
- 70e) 花子は吉田さんにボーイフレンドの写真を見られてしまった。

更に、「Yが(Xに)Zを/に他Vラレル」構造を持つ「関係受動」が存在する。これは、Xの行為に意図性があるかどうか分からないが、YがXの行為によって生活に関わるものが被害を受け、Yが迷惑として感じている受動である。この時、Xは省略される場合が多い。

- 71a) その研究者は(財団側に)職をうばわれた。
- 71b) 従業員は(会社側に)出張を強いられた。
- 71c) 花子は(男の人に)先に席を取られてしまった。
- 71d) 私は(娘に)勉強を邪魔されてしまった。
- 71e) 私は(店の人に)注文を間違えられてしまった。

このように「対象受動」「所有受動」「関係受動」は、元になる文「XがX/YのZを他V」をYの立場から表現した場合、受動文「YがXにZを他Vラレル」で用いられるが、Xの行為が意図的であれ非意図的であれ、結果的にはYに被害を与えその結果Yが迷惑を蒙ったことを表わすため、文末に「～てしまう」を伴う場合が多い。

以上、迷惑受動Ⅱの受動化は、元になる文のノ格名詞からなっており、項が一つ増える間接受動の特徴を見せている。また、行為者は「に」でマークされ、受動動詞は基本的に三つの項を必要とする。更に、文型(9)ではZがXと関わりを持つ対象物であるが、このタイプはZがXではなく、Yと関わりを持つ所有物か関係物である点で異なっている。

一方、これまで日本語の間接受動に対応する韓国語の受動文は存在しないとされてきた。確かに日本語の迷惑受動Ⅰに対応する韓国語の受動文は存在しないが、迷惑受動Ⅱに対応する韓国語の受動文は存在する。つまり、日本語の「ノ格名詞受動」に対応する韓国語の属格名詞受動の場合、67b)71a)71c)では「이形」受動が、71b)71d)では「語彙形」受動が対応している。したがって、韓国語の受動文も対応関係にある能動文との比較を通してその受動化の過程を分析すると、間接受動が存在しないとは断言できない。

これまでのことを表にまとめると、次のようになる。

	被害受動	被役受益受動	中立受動	迷惑受動Ⅰ	迷惑受動Ⅱ
能動文の受動化	ヲ格名詞 ニ格名詞 ノ格名詞	ヲ格名詞 ニ格名詞	ヲ格名詞	外部名詞	ノ格名詞

項の数	二つ	三つ	一つか二つ	二つか三つ	三つ
行為者 マーカ	に、から	に、から、 によって	に、で、 によって	に	に
韓国語の 受動形式	이形 語彙形	이形 語彙形	이形 지다形 語彙形	対応しない	이形 語彙形

それでは、上の表から何が言えるのであろうか。

日本語の受動文は「サレル側」と「スル側」、二つの関与者が必須要素として存在するので、受動動詞は二つの項を必要とする二項述語になる。また、行為者をマークする格は「に」と「から」が一般的で、「によって」を用いると有標(marked)的な感じを与える。このような観点に立つと、被害受動が最も典型的な受動であると言える。迷惑受動Ⅰの場合は外部名詞受動①のタイプが、中立受動の場合は文型(7)のタイプが典型的であると言える。また、三つの項を必要とする被役受益受動、迷惑受動Ⅱ、迷惑受動Ⅰの外部名詞受動②のタイプは、話し手の立場や視点を一致させるため、受動文を用いていると言える。被役受益受動が段階を経て受動化されること、迷惑受動が事態発生に対して全く関係のない第三者の登場によって作られることがこれを裏付けている。

一方、韓国語の受動文では「이形」と「語彙形」が最も典型的な受動形式で、これを補う形で「지다形」が用いられていると言えよう。実際、「지다形」は「이形+지다形」の形で用いられる場合も多く、「지다形」単独で用いられると動作を受けたことによる状態の持続を表すか、状態変化の結果の意味を表している。

5. 終わりに

以上、韓国語との対照を通して、日本語の受動文を能動文からの受動化の過程に焦点をおいて統語的分析と意味用法による分類を試みたところ、受動構文の特徴と意味上の特徴が密接に関連していることが分かった。

一方、韓国語の受動文では受動構文の特徴と受動形式が密接に関連していることが分かった。また、能動文との比較を通してその受動化の過程を分析すると、間接受動が存在しないとは断言できないことも分かった。

最後に、日本語の受動化の過程に対応しない韓国語の能動形式が多く存在しているという事実は言及しましたが、これらがなぜ受動形式を取らずに、能動形式を取るのかについては紙面上説明することができなかった。これからこの問題について徹底的な分析と共に深みのある研究を続けて行こうと思っている。能動と受動の問題については今後の課題にしたい。

【参考文献】

- 井島正博(1988) 「受身文の多層的分析」 『防衛大学校紀要』57輯 人文科学編 pp.71-103
- 奥津敬一郎(1983) 「何故受身かー視点からのケース・スタディー」 『国語学』132 pp.65-80
- 奥津敬一郎(1992) 「日本語受身文と視点」 『日本語学』8月号 明治書院 pp.4-11
- 金水 敏(1992) 「場面と視点ー受身文を中心に」 『日本語学』8月号 明治書院 pp.12-19
- 工藤真由美(1990) 「現代日本語の受動文」 『ことばの科学4』むぎ書房 pp.47-102
- 久野 暉(1983) 『新日本文法研究』大修館書店 pp.192-216
- 小泉保外4人(1989) 『日本語基本動詞用法事典』大修館書店
- 柴谷方良(1978) 『日本語の分析』大修館書店 pp.133-142
- 砂川有里子(1984) 「〈ニ受身文〉と〈ニヨッテ受身文〉」 『日本語学』7月号 明治書院 pp.76-87
- 高橋太郎(1985) 「現代日本語のヴォイスについて」 『日本語学』4月号 明治書院 pp.4-23
- 坪井栄次郎(2002) 「受影性と受身」 『認知言語学 I』東京大学出版会 pp.63-86
- 寺村秀夫(1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版 pp.212-254
- 野村剛史(1982) 「自動・他動・受身動詞について」 『日本語・日本文化』第11号 大阪外国語大学 pp.161-178
- 細川由紀子(1986) 「日本語の受身文における動作主マーカーについて」 『国語学』144集 国語学会 pp.113-124
- 堀口和吉(1982) 「日本語の受身表現」 『日本語・日本文化』第11号 大阪外国語大学 pp.65-88
- 牧野成一(2004) 「意味論、統語論、比喩化の接点としてのNI受動文とKARA受動文」 『言語と教育』くろしお出版
- 益岡隆志(1987) 『命題の文法ー日本語文法序説ー』くろしお出版 pp.179-196
- 益岡隆志(2000) 「叙述の類型から見た受動文」 『日本語文法の諸相』くろしお出版
- 松下大三郎(1930) 『標準日本口語法』増補改訂1977 勉誠社
- 三上章(1972) 『現代語法序説』くろしお出版 pp.98-112
- 村上三寿(1997) 「うけみ構造の文の意味的なタイプ」 『ことばの科学1』むぎ書房
- 村木新次郎(1991) 「ヴォイスのカテゴリーと文構造レベル」 『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版 pp.1-30
- 森田良行(2002) 『日本語文法の発想』ひつじ書房 pp.201-220
- 森山卓郎(1988) 『日本語動詞述語文の研究』明治書院 pp.104-133
- 山内博之(1997) 「日本語の受身文における〈持ち主受身〉の位置づけについて」 『日本語教育』92 pp.119-130
- 鷺尾竜一(1997) 「他動性とヴォイスの体系」 『ヴォイスとアスペクト』日英語比較選書7 研究者出版 pp.11-36
- 林 憲燦(2004) 『日韓両語における受動文と使役文ーヴォイスのカテゴリーの観点からー』 제이앤씨出版社

要 旨

本論は、韓国語との対照研究の立場から、日本語の受動文の構文上の特徴と意味上の特徴が密接に関連することを、受動化の過程に焦点をおいて統語的分析と意味用法による分類を試みた。その結果、被害受動の受動化は、能動文のヲ格名詞・ノ格名詞・ニ格名詞からなっており、行為者をマークする格は「に/から」で、受動動詞は受動者と行為者の二項を必要とする。これは「(ら)れる」が被害意味で用いられているので、被害を与える行為者の存在とその被害を被る受動者の存在さえあれば、文の情報を十分に表すことができるからである。一方、韓国語の受動形式は이形と語彙形が対応している。

被役受益受動の受動化は、ニ格名詞とヲ格名詞からなっており、Xの直接的な働き掛けによってYが何らかの影響を蒙る。行為者をマークする格はニ格名詞の受動化の時が「に/から」、ヲ格名詞の受動化の時が「によって」である。また、被害受動とは異なって、受動動詞は三つの項を必要とする。これは受動者が行為者の行為・作用から何らかの影響を受ける時、それが被害ではなく、かえって利益を蒙ることになるため、文の情報上受益・利益になる対象が必要とされるからである。一方、韓国語の受動形式は이形と語彙形が対応している。

中立受動の受動化は、能動文のヲ格名詞を主語とする受動文だけであり、行為者をマークする格は「に/によって/で」で主に「によって」が用いられている。また、行為者は省略される場合が多いため、受動動詞は一項か二項を必要とする。これは受動者が無情物であるため、行為者の存在は重要でなく、出来事に対する結果の状態を重視するからである。一方、韓国語の受動形式は이形・지다形・語彙形三つとも対応していて、「지다形」は被害受動と被役受益受動では用いられず、専ら中立受動で使われていることが分かる。これは「지다形」が自動詞表現に非常に類似しており、状態変化の結果の意味を重視することから、韓国語の受動形式の低い生産性を補いながら使われているためである。

迷惑受動Ⅰの受動化は、元になる基本文の表す事態から間接的に影響を蒙った第3者が新しく外部名詞の形で受動文の主語として現れるので項が一つ増える。また、行為者は何れも「に」でマークされ、受動動詞は二つの項か三つの項を必要とする。一方、韓国語ではこれに対応する受動形式は存在せず、何れも能動形式で表す。

迷惑受動Ⅱの受動化は、元になる文のノ格名詞からなっており、項が一つ増える間接受動の特徴を見せている。また、行為者は「に」でマークされ、受動動詞は基本的に三つの項を必要とする。一方、韓国語の受動形式は이形と語彙形が対応している。

キーワード：受動化の過程、被害受動、被役受益受動、中立受動、
迷惑受動、統語的分析、意味用法による分類

투 고 : 2007.11.30
1차 심사 : 2007.12.08
2차 심사 : 2007.12.29

住 所 : (621-749) 경남 김해시 어방동 607번지 인제대학교 일어일문학과
電 話 : 055-320-3542(연구실)/010-9667-0503(휴대폰)
e-mail : japnimhc@inje.ac.kr